

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 教育委員会事務局健康教育・食育課給食係 担当者名 <small>かわさき</small> 川崎 電 話 045-671-4635
----------	---------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 横浜市中学校給食アドバイザー業務委託

2 履 行 場 所 横浜市教育委員会事務局 ほか

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和6年3月29日 まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
令和8年度からの全員給食に向けた体制を整えていくため、本業務では、事業費シミュレーションから、市有地を活用し、給食工場の新設を行った場合の事業スキームに係る助言・支援、事業者公募に係る必要な手続き及び契約等の締結支援まで、一連の業務を行うものである。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

横浜市中学校給食アドバイザー業務委託仕様書

1 趣旨・目的

横浜市においては、令和3年4月から選択制による中学校給食の提供を行っているが、令和8年度から原則利用に移行することに向け、令和7年度末までに全生徒・教職員分の83,000食の供給体制を確保する必要がある。そこで、既存の民間工場の活用に加え、市有地を活用して民の力を最大限発揮できる方式により給食工場を新設することなどにより、この目標値を達成し、全員給食に向けた体制を整えていく。さらに、市有地を活用することに鑑み、新設工場は、単に給食の製造を行うだけでなく、地域貢献等に資する付帯事業の実施も想定することとする。

これらを実現するため、本委託では、事業費シミュレーションから、市有地を活用し、給食工場の新設を行った場合の事業スキームに係る助言・支援、事業者公募に係る必要な手続き及び契約等の締結支援まで、一連の業務を行う。

2 実施場所

横浜市教育委員会事務局 ほか

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 委託業務内容

本委託では、施設整備、財務、食品衛生管理、法務などの専門性を活かして業務を実施すること。

(1) 事業費シミュレーションの作成

市有地に工場を新設した場合の事業運営費のシミュレーション(設計費、工事費、維持管理・運営費等)を6月末までを目処に作成する。

(2) 事業スキームに係る助言・支援

工場新設を含め、令和7年度末までに83,000食の供給体制を構築するために必要な事業スキーム構築に係る助言・支援を行う。

(3) サウンディング調査の実施支援

事業スキームの検討にあたり実施するサウンディング調査について、ヒアリング項目の検討について業務支援を行う。

(4) 事業者公募手続・事業者選定支援

決定した事業手法に基づき実施する事業者公募に係る一連の業務について支援を行う。事業者公募にあたっては、公募型プロポーザル方式での実施を想定している。

- ア 公募実施要項の作成にあたって整理すべき事項（モニタリング手法、リスク分担等）の検討支援
- イ 公募実施要項など、事業者公募にあたって必要な資料の作成支援
- ウ 事業者選定のための評価委員会の開催にあたり、評価採点表など、必要となる資料の作成や必要な事務の支援
- エ 事業者から提出された提案書について、評価項目ごとに記載の有無及び記載内容の整理

(5) 契約等締結支援

ア 基本協定締結支援

選定された事業者の提案書の内容に基づき、基本協定書を作成し、市と事業者の基本協定の締結にあたって支援を行う。基本協定書については、弁護士によるリーガルチェックを行う。

イ 事業用定期借地契約締結支援

選定された事業者の提案書及び基本協定書、確認された設計条件に基づき、市と事業者が締結を予定する事業用定期借地契約書を作成し、事業用定期借地契約の締結にあたっての支援を行う。事業用定期借地契約書については、弁護士によるリーガルチェックを行う。

- ウ 上記以外に必要な契約等がある場合には、委託者と協議のうえ、実施すること。

5 定例会の開催

毎月、定例会を開催し、業務の進捗状況等について報告をする。その他、本業務の実施にあたって必要な各種打合せへの出席、資料やデータの作成・提供、意見集約、助言等を行う。なお、定例会については、議事録を作成すること。

6 成果品

- (1) 「4 (1) 事業費シミュレーションの作成」で作成した資料
 - (2) 実施した業務において委託者が必要と認めるもの
- ※成果品は電子データで提出すること

7 事業スケジュール（予定）

令和5年8月頃 事業者公募開始

令和5年11月頃 事業者決定

※上記スケジュールは、あくまでも予定であり、今後変更となる可能性もあるがその場合も柔軟に対応すること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と適宜打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務を通して知り得た情報を、業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく第三者へ漏らしてはならない。
- (3) 市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報はすべて市の個人情報であり、市の許可なく複写及び複製、並びに第三者へ提供してはならない。
- (4) 受託者は、業務遂行上やむを得ない理由により、第三者に一部業務の再委託を行う際は、委託者と協議し、承諾を得なければならない。
- (5) 成果品の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。受託者は委託者の許可なく成果物を公表及び貸与してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ、決定すること。
- (7) 上記に記載の業務内容については、今後の検討状況によって変更となる可能性もあるが、その場合も、委託者と協議のうえ、業務を実施すること。